外注化阻止ニュース　第２６３号
〔発行日〕２０１６年５月２５日
〔発　行〕動労千葉を支援する会
千葉市中央区要町２－８ＤＣ会館
http://www.geocities.jp/kanemasa1616/
ＪＲの業務外注化と非正規雇用化に反対するニュースです。感想や意見、現場の情報をお寄せ下さい。dc-info@deluxe.ocn.ne.jp

再雇用で同業務 賃下げ違法

外注化撤回し、定年延長・大幅賃上げを

東京地裁で5月13日、「業務の内容や責任が同じなのに賃金を下げるのは違法」という判決が出ました。労働契約法20条「不合理な差別を禁止する規定」に違反するというものです。

エルダー制度も外注化も違法

「同じ業務での賃金格差」が違法ならば、検修・構内業務や駅業務において当然ように賃金が下げられるエルダー制度は、制度自体が違法となります。ＪＲは直ちに定年延長を行い、65歳まで働き続けることのできる労働条件を確立しなければなりません。

さらに、外注化でＪＲ本体の労働者を低賃金のＣＴＳプロパー社員で置き換えることも違法となります。プロパー社員は、ＪＲ本体で雇用して同じ賃金を支払うべきなのです。

ＣＴＳ清掃部門でも違法行為

またＪＲ千葉鉄道サービス（ＣＴＳ）の清掃部門においても、60歳以降は、正社員も契約社員も大幅に賃金が下がる取り扱いがされています。ＣＴＳが進める就業規則改悪も違法行為そのものです。

＊

ＪＲとＣＴＳは違法行為を撤回して大幅賃上げを！

エルダー制度を廃止して65歳までの定年延長を！

すべての関連業務を直営に戻し、すべての労働者を直接雇用に！

朝日新聞　1892年3月11日第3種郵便物認可

賃下げ 同業務なら「違法」

東京地裁判決 定年後再雇用で

定年後に再雇用されたトラック運転手の男性3人が、定年前と同じ業務なのに賃金を下げられたのは違法だとして、定年前と同じ賃金を払うよう勤務先の横浜市の運送会社に求めた訴訟の判決が13日、東京地裁であった。佐々木宗啓裁判長は「業務の内容や責任が同じなのに賃金を下げるのは、労働契約法に反する」と認定。定年前の賃金規定を適用して差額分を支払うよう同社に命じた。

▼3面＝待遇改善に期待

コスト減 必要性認めず

労働契約法20条は、正社員のような無期雇用で働く人と、再雇用など有期雇用で働く人との間で、不合理な差別をすることを禁じている。弁護団によると、賃金格差について同条違反を認めた判決は例がないという。弁護団は「不合理な格差の是正に大きな影響力を持つ画期的な判決だ」と評価。定年を迎えた社員を別の給与水準で再雇用することは多くの企業が慣行として行っており、今回と同様の仕組みをもつ企業に波紋が広がりそうだ。

判決によると、3人は同社に21～34年間、正社員として勤務。2014年に60歳の定年を迎え、1年契約の嘱託社員として再雇用された。業務内容は定年前と全く同じだったが、嘱託社員の賃金規定が適用され年収が約2～3割下がった。

判決は「『特段の事情』がない限り、同じ業務内容にもかかわらず賃金格差を設けることは不合理だ」と指摘。この会社については「再雇用時の賃下げで賃金コスト圧縮を必要とするような財務・経営状況ではなかったとして、特段の事情はなかったと判断した。コストを抑制しつつ定年後の雇用確保のために賃下げをすること自体には「合理性はある」と認めつつ、業務は変わらないまま賃金を下げる慣行が社会通念上、広く受け入れられているという証拠はないと指摘。「コスト圧縮の手段とすることは正当化されない」と述べた。

会社側は「運転手らは賃下げに同意していた」とも主張したが、判決は、同意しないと再雇用されない恐れがある状況だったことから、この点も特段の事情にはあたらないと判断した。

運送会社は判決について「コメントしない」としている。（千葉雄高）

2016年
5月14日
朝日新聞